

「2025 年度船員派遣事業者」選定のための公募について

2025 年 1 月 6 日

国立研究開発法人海洋研究開発機構
人事部長 中井 斉之
(公印省略)

国立研究開発法人海洋研究開発機構（以下、「機構」という。）は、船員職業安定法に基づき、派遣船員の受入を予定しております。つきましては、標記の通り公募を実施しますので、機構への船員派遣を希望する事業者は、下記に基づきご応募ください。

記

1. 公募件名

「2025 年度船員派遣事業者」選定のための公募について

2. 派遣事業者の選定について

機構は、応募者から提出された提案書により、別紙 1 の評価基準に基づき審査し、審査評価点が機構の設定する基準を超えた事業者と「船員派遣に関する基本契約（以下、基本契約という。）」を締結します。なお、毎年 1 月 31 日までに機構または派遣事業者のいずれかから何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに 1 年間更新されるものとし、基本契約を継続することとします。

3. 要求事項の配布

配付期間：2025 年 1 月 6 日（月）10：00 ～ 2025 年 1 月 16 日（木）16：00 まで

「8. 各種書類の提出及び本件に関する問合せ先」へ E-mail にて以下の内容を記入の上、ご送信ください。記入いただいた、E-mail 宛てに資料を一式添付にてお送りいたします。

メール件名：【資料要求】「2025 年度船員派遣事業者」選定

メール本文：「法人名」「ご住所」「ご担当部署名」「ご担当者名」「電話番号」「E-mail アドレス」

4. 質問期限

2025 年 1 月 17 日（金） 16：00

※質問は E-Mail で 8. の問合せ先宛てに提出すること。

※いただいた質問への回答は、質問期限後、配布を受けたすべての事業者様へ返信いたします。

5. 応募者の資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 05・06・07 年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供」を取得している者であること。
- (3) 2024 年度において船員派遣事業を業として行う許可を得ている者であること。
- (4) 国土交通省から当該公募期間内に業務改善・停止命令等、行政処分を受けていないこと。
- (5) 全国の独立行政法人・大学等から当該公募期間内に取引停止の措置を受けていないこと。
- (6) 機構の基本的な契約様式を受容し、船員派遣にあたり機構諸規程に従うことが出来ること。
- (7) 3. 要求事項の配布を受けており、要求事項を満たす船員派遣を実施可能であること。

6. 提案書の作成

応募者は、配布する要求事項に基づき、以下の提出書類の電子データ（特に指示のない場合は、PDF 形式）を作成し、2025 年 2 月 6 日（木）12:00 までに「8. 各種書類の提出及び本件に関する問合せ先」に記載の提出先へ提出してください。なお、提出書類に不備があり、提出期限までに整備出来ない場合は、当該提案は無効となる場合がありますのでご注意ください。

（提出書類）

（1）提案書 ※以下の順序で作成すること

- ① 令和 05・06・07 年度の全省庁統一参加資格証のコピー
- ② 船員派遣事業の許可証のコピー
- ③ 機構に船員派遣を予定する貴社事業所における直近の事業報告書等（事業報告書ならびに収支決算書（「船員職業安定法第 64 条第 1 項」に規定する事業報告等））のコピーあるいは船員派遣事業計画書（「船員職業安定法第 55 条第 3 項」に規定する事業計画書を提出のこと。
- ④ 実施体制図（派遣労働者の人選やサポートを行う体制、派遣元責任者・苦情処理担当者、機構との連絡窓口となる者等を記載のこと。）
- ⑤ 個人情報の管理体制図及び個人情報保護に関する社内規程がわかる資料
- ⑥ 派遣元管理台帳の様式
- ⑦ 船員職業安定法第 74 条に定める派遣先への通知書の様式
- ⑧ 貴社スキルシート例
- ⑨ 調査船（観測船）もしくは作業船の運航実績及び船員派遣の実績（様式第 1、2）
- ⑩ 派遣単価表（職種別単価表）
- ⑪ 会社概要（パンフレット等）

7. 審査について

審査に際しては、提出書類に関する内容の確認等を行う場合があります。審査終了後に結果をご連絡いたしますが、審査の経過等に関するお問い合わせには応じられませんのでご了承ください。

8. 各種書類の提出及び本件に関する問合せ先

〒236-0001 神奈川県横浜市金沢区昭和町 3173 番 25

国立研究開発法人海洋研究開発機構 人事部人事任用課 ・佐伯・斎藤

E-Mail jinji_ts★jamstec.go.jp

※上記の「★」記号を「@」記号に置き換えてください。

9. その他

- (1) 提案書及び契約書等は日本語で記載するものとし、本事業における見積及び支払い等には日本円をご使用ください。
- (2) 提案書作成等、応募に要する費用等は応募者側の負担となります。
- (3) 提案書には、実行可能な作業のみ記載して下さい。
- (4) 提出書類は、本公募の審査のみに使用いたします。返却はいたしませんのでご了承ください。
- (5) 本件は、機構の都合により契約締結前に取り止めとなる場合がありますのでご了承ください。
- (6) 全省庁統一参加資格証、船員派遣事業の許可証を更新した場合は、速やかに写しを提出してください。

以上

評価基準表

| 評価事項 | 評価基準 | 配点 |
|------|--|----|
| 必須事項 | 令和 05・06・07 年度全省庁統一競争参加資格において「役務の提供」を取得している者であること。 | |
| | 船員派遣事業許可を得ているものであること。 | |
| | 直近の事業報告書等の提出があること。 | |
| | 派遣元責任者、苦情処理担当者、機構との連絡窓口となるものが配置されていること。 | |
| | 個人情報保護に関する規定の整備および体制の構築が適切であること。 | |
| | 法令に則った契約管理がなされていること。 | |
| 履行能力 | 候補者を十分に推薦できる実績があるか。 | 30 |
| | スキルシートへの記載は十分であるか。 | 20 |
| 合計 | | 50 |

※法律に則った契約管理がなされているかについては、「派遣元管理台帳」及び「通知書」に法定事項の確認が可能な記載欄を設けているかについて確認いたします。